

邑楽町告示第170号

令和3年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月18日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和3年5月21日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
  - 1 常任委員の選任
  - 2 議会運営委員の選任
  - 3 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町税条例等の一部を改正する条例)
  - 4 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和3年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

令和3年5月21日（金曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)

追加議事日程

- 議長の辞職
- 議長の選挙
- 副議長の選挙
- 議長の常任委員の辞任
- 第 1 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 2 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第 3 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第 4 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第 5 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
関口春彦	総務課長
横山淳一	税務課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石原光浩	事務局長
内田知栄	書記

---

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和3年第1回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時01分 開議〕

---

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、原義裕議員、小沢泰治議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

暫時休憩します。

〔午前10時02分 休憩〕

---

〔議長、副議長と交代〕

○松村 潤副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時15分 再開〕

---

◎日程の追加

○松村 潤副議長 神谷長平議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

〔11番 神谷長平議員退場〕

◎議長の辞職

○松村 潤副議長 これより議長辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

石原事務局長。

○石原光浩事務局長 辞職願の朗読をさせていただきます。

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月21日

邑楽町議会副議長 松 村 潤 様

邑楽町議会議長 神 谷 長 平

以上でございます。

○松村 潤副議長 お諮りします。

神谷長平議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、神谷長平議長の議長辞職を許可することに決定しました。

〔11番 神谷長平議員入場〕

---

◎日程の追加

○松村 潤副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

[午前10時18分 休憩]

---

○松村 潤副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時44分 再開]

---

◎議長の選挙

○松村 潤副議長 これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○松村 潤副議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に瀬山登議員、松島茂喜議員、塩井早苗議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○松村 潤副議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村 潤副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○松村 潤副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○石原光浩事務局長 それでは、点呼を取らせていただきます。

1番、島田時男議員、2番、佐藤富代議員、3番、小久保隆光議員、4番、黒田重利議員、5番、大賀孝訓議員、6番、瀬山登議員、7番、松島茂喜議員、8番、塩井早苗議員、9番、原義裕議員、11番、神谷長平議員、12番、小沢泰治議員、13番、大野貞夫議員、14番、小島幸典議員、最後に10番、松村潤議員。

以上であります。

○松村 潤副議長 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村 潤副議長 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

次に、開票を行います。

瀬山登議員、松島茂喜議員、塩井早苗議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○松村 潤副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票	14票
無効投票	0票
有効投票中	
松村 潤議員	8票
小沢 泰治議員	6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、松村潤が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○松村 潤議長 ただいま議長選挙におきまして議員皆様のご推挙により議長という要職を拝任することになりました。心より深く感謝を申し上げます。改めて議長の責務を感じております。議会の公正かつ円滑な運営と、より開かれた議会を目指し努力してまいり所存でございます。皆様にはより一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎日程の追加

○松村 潤議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時02分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 11 時 22 分 再開〕

---

◎副議長の選挙

○松村 潤議長 これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に松島茂喜議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました松島茂喜議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松島茂喜議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松島茂喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

松島茂喜議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○松島茂喜副議長 ただいま副議長に命じられました松島でございます。松村議長を精いっぱい補佐をし、そして議長もおっしゃっていましたが、議会改革を進めるとともに、様々なコロナ対策をはじめ問題が山積しておりますが、皆様方の協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 25 分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時09分 再開〕

---

◎日程第3 常任委員の選任

○松村 潤議長 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、小島幸典議員、大野貞夫議員、小沢泰治議員、原義裕議員、大賀孝訓議員、黒田重利議員、松村潤、以上7名を総務教育常任委員会の委員に、神谷長平議員、塩井早苗議員、瀬山登議員、小久保隆光議員、佐藤富代議員、島田時男議員、松島茂喜議員、以上7名を産業福祉常任委員会の委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

〔午後 1時11分 休憩〕

---

〔松村 潤議長退場〕

○松島茂喜副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

〔午後 1時44分 再開〕

---

◎議長の常任委員の辞任

○松島茂喜副議長 ただいま議長から職掌柄総務教育常任委員を辞任したいとの申出がありました。

よって、この際、本件を議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の総務教育常任委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。本件は、議長からの申出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて同意することに決定しました。

以上で私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔松村 潤議長入場〕

〔副議長、議長と交代〕

○松村 潤議長 副議長には大変ご苦労さまでした。

各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告いたします。

総務教育常任委員会は、委員長に黒田重利議員、副委員長に原義裕議員。

産業福祉常任委員会は、委員長に塩井早苗議員、副委員長に佐藤富代議員が互選されました。

以上であります。

---

#### ◎日程第4 議会運営委員の選任

○松村 潤議長 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、大野貞夫議員、神谷長平議員、原義裕議員、塩井早苗議員、黒田重利議員、佐藤富代議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

〔午後 1時48分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時34分 再開〕

---

○松村 潤議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会では、委員長に大野貞夫議員、副委員長に原義裕議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩いたします。

〔午後 2時35分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時07分 再開〕

---

◎日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○松村 潤議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では、住宅ローン控除について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で適用期限を延長するものであり、固定資産税関係では、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の額に据え置くものであります。

また、軽自動車税関係では、環境性能割の税率区分等の見直しを行い、臨時的軽減の適用期限を延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○松村 潤議長 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩しますけれども、そのまま待機してください。

暫時休憩いたします。

〔午後 3時12分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時14分 再開〕

---

◎日程の追加

○松村 潤議長 お諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙のほか4件について緊急を要する事件と認め、日程に追加し、それぞれ議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

---

◎追加日程第1 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○松村 潤議長 追加日程第1、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に、塩井早苗議員、佐藤富代議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました塩井早苗議員、佐藤富代議員を邑楽館林医療事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました塩井早苗議員、佐藤富代議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました塩井早苗議員、佐藤富代議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、塩井早苗議員からご挨拶をお願いいたします。

塩井早苗議員。

〔8番 塩井早苗議員登壇〕

○8番 塩井早苗議員 ただいま邑楽館林医療事務組合の議員に選任されまして、責任をととても感じます。

館林厚生病院は、コロナ患者様をいち早く迎え入れ、大変なところを今やっております。そして、クラスターが出てしまいました。クラスターが1つ出ると、その病院はとても大変です。その病棟の職員全員は休んで自宅待機になり、またはホテルに入っていたり、それも自費でやっているということです。そういう大変な中に今コロナと闘っている皆さんのところに、私たちは今度は経営陣というような立場で組合として参加していくわけですけれども、その大変な苦勞を理解しながら、それでいてそれを応援していくというスタンスも大切かと思っておりますので、組合議員としてしっかりとその辺をフォローしながら、また経営のことにもしっかりと言葉や意見を申し上げていきたいと思っております。

この2年間、佐藤議員とともに頑張ります。よろしくお願ひいたします。

---

◎追加日程第2 館林地区消防組合議会議員の選挙

○松村 潤議長 追加日程第2、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林地区消防組合議会議員に、小島幸典議員、原義裕議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました小島幸典議員、原義裕議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小島幸典議員、原義裕議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました小島幸典議員、原義裕議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、小島幸典議員からご挨拶をお願いいたします。

小島幸典議員。

〔14番 小島幸典議員登壇〕

○14番 小島幸典議員 ただいま館林地区消防組合議会議員に原議員とともに選任をいただき、ありがとうございます。

地域の生活のために一生懸命働きたいと思いますので、よろしくご協力をお願いし、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

◎追加日程第3 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○松村 潤議長 追加日程第3、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、大野貞夫議員、黒田重利議員、私、松村潤を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大野貞夫議員、黒田重利議員、私、松村潤を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大野貞夫議員、黒田重利議員、私、松村潤が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました大野貞夫議員、黒田重利議員、私、松村潤が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、大野貞夫議員からご挨拶をお願いいたします。

大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

時代の変化とともに、今、ごみの問題、非常に多くなっております。この減量化の問題については従来から言われておるわけですが、時代とともに出るごみの量、非常に多くなっております。また同時に、その規模が大きくなることによって、その処理施設というものについては、今まで太田市は入っていなかったのですが、今度太田市も含めてということになりますと、非常に大きな金額もここにかかるというようなこととなります。そのためには、ごみの減量化の問題というのは、特にこれからより重要になってくる、そういうことも言われるわけです。同時に、斎場の問題もそうですが、これもこれから拡大をしてやっていると、非常に大きな仕事になるわけであります。

私も今までこの2年間組合議員の一人として参加をしております。松村潤議員、黒田重利議員、引き続き私の3人、これからこの問題について大いに勉強して、邑楽町にとってもこの効果が現れるような、そういう活動をしていくためにも、ぜひ町民に大きくこのことを知らせていくという役割を果たしていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

---

◎追加日程第4 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○松村 潤議長 追加日程第4、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、瀬山登議員、私、松村潤を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました瀬山登議員、私、松村潤を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました瀬山登議員、私、松村潤が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました瀬山登議員、私、松村潤が議場にいられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表いたしまして、瀬山登議員からご挨拶をお願いいたします。

瀬山登議員。

〔6番 瀬山 登議員登壇〕

○6番 瀬山 登議員 ただいま太田市外三町広域清掃組合の議会議員に任命されました瀬山登です。一言ご挨拶を申し上げます。

今まで大泉町外二町により家庭内のごみを全て焼却処分したわけですがけれども、焼却炉が老朽化したために、本年4月1日から全面的に太田市外三町の新しい新炉で最終処分までしているわけですので。その議員として、皆さんの家庭から出るごみを少しでも安く処理ができるようにいろいろ議員として発言したりして頑張っていきたいと思っております。

なお、太田市については、既に有料化されているようでございますけれども、邑楽町についてはまだ無料でやっておりますので、これもできる限り長く続けるように提案していきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんもこれからいろんな意見をお知らせしていただければ参考にしていききたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎追加日程第5 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○松村 潤議長 追加日程第5、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

群馬東部水道企業団議会議員に、私、松村潤を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、松村潤を群馬東部水道企業団議会議員の

当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、松村潤が群馬東部水道企業団議会議員に当選しました。

企業団の議員に当選したということで、一言お話をさせていただきます。議長が行くことになっていると伺っておりますので、初めてのことで何も分かりませんが、とにかく議員の一人として一生懸命勉強して臨んでいきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

---

#### ◎町長の挨拶

○松村 潤議長 以上をもちまして今期臨時会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 一言御礼のご挨拶を申し上げます。

5月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。今臨時会において上程をいたしました専決処分の承認を求めることについて原案どおり可決、承認をいただきまして、ありがとうございました。

また、改めて神谷長平前議長には大変お世話になりました、ありがとうございました。

また、松村潤議長には、議長就任、誠におめでとうございます。議長には今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、町政発展のため今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単ではありますが、閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました、ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○松村 潤議長 以上で令和3年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午後 3時33分 閉会〕